

平成 27 年度京田辺市地域自立支援協議会（第 2 回）議事録

（1）「障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等に関する京田辺市支給決定基準」の運用について

委 員：法の中で時間上限が定められているわけではない。基準を決めることでガチガチに固めるのではなく、柔軟に考えていただきたい。また、家族がいるから家族が支援をすればということでなく個人の状況を考えて、個々に合わせた支給をお願いしたい。

例えば基本的な自立生活を考えるのであれば、入浴は自宅で入るもの。生活介護などの日中活動の中で入浴も出来るが、在宅での入浴が可能なように（支給を）考えてもらいたい。

委 員：10月 30 日に支給決定基準の説明会を行うと聞いている。そこで本人や家族にも丁寧な説明をお願いしたい。

委 員：基準を設定することで今まで受けていたサービスが受けられなくなることは？

事務局：支給決定基準はサービスを制限するものではない。担当が判断しやすくするための目安となるもの。利用の状況や様子、相談員からの意見などを聴きながら考えていきたい。現在基準を大きく超えているケースは少ない。

委 員：新たに基準を設けたという事でなく、今までにあった基準を明文化したということか？

事務局：今まで明文化されていなかったものを今回明文化することになったということ。

委 員：必ず基準以内に収めるということではなく、必要性を明確にすることで検討材料にはなると思う。

（2）平成 27 年度上半期各専門部会活動報告及び下半期各専門部会事業計画について

- ・児童部会からの報告 <児童部会長>
- ・就労支援部会からの報告 <就労支援部会長>
- ・精神部会からの報告 <精神部会長>

*児童部会から

- ・卒業生の進路、発達障害、重度心身障害児（医的ケア）の3本柱で動いている。
- ・就労支援部会と協力して児童の卒業後の就労を考える取り組みを行う。
- ・山城北圏域の「教育と福祉の連携ルール」との連動を考える。
- ・産業祭へのブース出展を検討している。
→京田辺市の企業と連携しながら卒業後の進路を考えていく。

*就労支援部会から

- ・卒業後の進路と現在働いている方のフォローを軸に考える。
- ・児童部会との合同研修会は今年度以降も継続して開催予定である。
- ・産業祭に出展することで興味を持ってくれる企業を増やす。
- ・事業所への受け入れ（入口）と仕事につながるための支援（出口）の両方を進める。

*精神部会から

- ・京田辺市のサービス、相談場所でどこがいいかわからないという意見があった。
→支援機関マップを作成する。関係機関の基本情報についてアンケートをとった。
- ・今年度中の部会でどの情報をどこまで載せるか検討し、年度末には関係機関に配付。
- ・今後一般市民向けにも作成し、広く配布できるようにしたい。

○活動報告について質問・意見

- ・就労部会に今までの就労実績を教えてもらいたい。どういう方がどこに就労されて、継続されているのか。
→各事業所単位では就労された方もいると思うが、就労部会としての取り組みで直接就労に繋がった方というのは今のところいない。
- ・学校だけで企業に働きかけていく形は難しいので部会と連携しながら行いたい。

（3）その他

事務局：要綱に基づき、会長不在時の職務代理を選任した（報告）
→児童部会長

事務局：来年度の全体会回数について、今年度は暫定的に2回開催しているが、来年度はどうするか？

→来年度は1回の予定

委 員：各部会で他部会の進捗状況などを報告してくれるのであれば、年1回でも。

委 員：部会での活動や議題の報告と承認という形であれば年1回で、緊急の議題がある場合にはその都度検討する。

委 員：社会資源の開発や改善について要綱の第2条第4号にあるが、それについて各部会できちんと話し合われているのであれば1回でもいい。

委 員：1回にすると開催時間が長くなるので、開始の時間を検討してほしい。

事務局：各専門部会で方針決定し、全体会を5月に開催して、前年度の反省と今年度の方針発表をする。

*その他ご意見

全体会の参加に当たり、予定を空けなければいけないので開催案内は1か月以上前にしてもらいたい。